

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成 18 年 12 月 12 日

盛岡地方振興局長 千葉 英 寛

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社川徳不動産
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 川徳ショッピングセンター 盛岡市菜園一丁目 10 番 1
- (3) 変更しようとする事項 駐輪場の位置
- (4) 変更する年月日 平成 19 年 7 月 28 日
- (5) 変更の理由 現在の駐輪場を売場に変更するため

2 届出年月日 平成 18 年 11 月 27 日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所